

改正案

現行

（資産査定等報告書の様式等）

第三条 法第六条第一項に規定する資産査定等報告書は、銀行にあっては九月三十日現在の中間資産査定等報告書について別紙様式第一号により、及び決算期末日現在の資産査定等報告書について別紙様式第二号により、当該日経過後三月以内に提出しなければならないものとし、協同組織金融機関（信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（以下「信用協同組合連合会」という。）をいう。附則第二条において同じ。）にあっては、決算期末日現在の資産査定等報告書について別紙様式第二号により、当該日経過後三月以内に提出しなければならないものとする。

（資産の査定の基準）

第四条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関（労働金庫及び労働金庫連合会を除く。以下同じ）の有する債権（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十七条第二項に規定する別紙様式第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第五条の二に規定する別紙様式第二号又は協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第十二条に規定する別紙様式第九号中の貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返（協同組織金融機関にあっては債務保証見返）の各勘定に計上されているものをいう。以下同じ。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。

（資産査定等報告書の様式等）

第三条 法第六条第一項に規定する資産査定等報告書は、銀行にあっては九月三十日現在の中間資産査定等報告書について別紙様式第一号により、及び決算期末日現在の資産査定等報告書について別紙様式第二号により、当該日経過後三月以内に提出しなければならないものとし、協同組織金融機関（信用金庫及び信用協同組合をいう。附則第二条において同じ。）にあっては、決算期末日現在の資産査定等報告書について別紙様式第二号により、当該日経過後三月以内に提出しなければならないものとする。

（資産の査定の基準）

第四条 法第六条第二項に規定する主務省令で定める資産の査定の基準は、金融機関（労働金庫を除く。以下同じ）の有する債権（銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十八条第二項に規定する別紙様式第三号、長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）第十七条第二項に規定する別紙様式第二号、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第五条の二に規定する別紙様式第二号又は協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第十二条に規定する別紙様式第九号中の貸借対照表の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返（協同組織金融機関にあっては債務保証見返）の各勘定に計上されているものをいう。以下同じ。）について、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次に掲げるものに区分することをいう。

一、四（略）

2 前項第一号に掲げる「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう（第六条において同じ）。

3、5（略）

（金融整理管財人の職務を行うべき者の指名等）

第十一条 管理を命ずる処分があつた場合において、金融整理管財人に選任された者が法人であるときは、当該法人は、役員のうち金融整理管財人の職務を行うべき者を指定し、その旨を金融再生委員会に届け出るとともに、被管理金融機関（管理を命ずる処分を受けた労働金庫及び労働金庫連合会を除く。）に通知に通知しなければならない。

（自己資本比率の充実の状況を改善するために必要な範囲）

第二十三条 法第六十三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を改善するために必要な範囲を越えないものとして金融再生委員会規則で定める場合は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合とする。

一（略）

イ（略）

ロ 発行金融機関に適用すべき自己資本比率基準に係る算式上、営業の譲受け等により増加することとなる分子の額に機構による株式等の引受け等に係る払込み及び借入れにより増加することとなる分子の額を加えた合計額を、当該営業の譲受け等により増加することとなる分母の額で除した割合が八パーセント（海外営業拠点有しない銀行及び海外拠点有しない信用金庫連合会並びに信用金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫及び労働

一、四（略）

2 前項第一号に掲げる「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、和議等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう（第六条において同じ）。

3、5（略）

（金融整理管財人の職務を行うべき者の指名等）

第十一条 管理を命ずる処分があつた場合において、金融整理管財人に選任された者が法人であるときは、当該法人は、役員のうち金融整理管財人の職務を行うべき者を指定し、その旨を金融再生委員会に届け出るとともに、被管理金融機関（管理を命ずる処分を受けた労働金庫を除く。）に通知に通知しなければならない。

（自己資本比率の充実の状況を改善するために必要な範囲）

第二十三条 法第六十三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を改善するために必要な範囲を越えないものとして金融再生委員会規則で定める場合は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合とする。

一（略）

イ（略）

ロ 発行金融機関に適用すべき自己資本比率基準に係る算式上、営業の譲受け等により増加することとなる分子の額に機構による株式等の引受け等に係る払込み及び借入れにより増加することとなる分子の額を加えた合計額を、当該営業の譲受け等により増加することとなる分母の額で除した割合が八パーセント（海外営業拠点有しない銀行並びに信用金庫、信用協同組合及び労働金庫については四パーセント）に達するために必要な額

働金庫連合会については四パーセント）に達するために必要な額

二（略）

2（略）

3 第一項に規定する「海外営業拠点」とは、銀行法施行規則第二十一条の第二項又は長期信用銀行法施行規則第二十条の第二項に規定する海外営業拠点をいい、「海外拠点」とは、信用金庫法施行規則第二十一条の二第三項に規定する海外拠点をいう。

（金融機関の申出）

第二十七条 金融機関は、法第六十八条の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融再生委員会に提出しなければならない。

一（略）

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書（信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会にあっては、剰余金処分計算書）又は損失金処理計算書並びに最近の日計表

三、四（略）

二（略）

2（略）

3 第一項に規定する「海外営業拠点」とは、銀行法施行規則第二十一条の第二項又は長期信用銀行法施行規則第二十条の第二項に規定する海外営業拠点をいう。

（金融機関の申出）

第二十七条 金融機関は、法第六十八条の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融再生委員会に提出しなければならない。

一（略）

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書（信用金庫及び信用協同組合にあっては、剰余金処分計算書）又は損失金処理計算書並びに最近の日計表

三、四（略）

特定協同組織金融機関等の株式等の引受け等の要件に関して、経営の合理化、経営責任の明確化及び資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策に関する基準を定める件

〔金融再生委員会
農林水産省告示第 号〕
〔労働省告示第 号〕

改正案

現行

1 健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する株式等の発行等を行うおとする特定協同組織金融機関等（以下「発行特定協同組織金融機関等」という。）が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

参考、法第七条第1項第三号に基づく現行の告示
1 健全な自己資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 役員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。
- 二 当該発行特定協同組織金融機関等が行う業務の収益性に応じて業務を整理又は拡大すること等により、収益性を高めるための方策を講ずること。
- 三 事業活動のための必要度が低い施設を有する場合には、その売却等を行うこと。
- 四 剰余金の流出を抑制すること。
- 五 信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること（当該発行特定協同組織金融機関等が信用金庫又は信用協同組合である場合に限る。）。

- 一 役員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。
- 二 株主資本利益率の向上のために当該発行金融機関等の各部門を収益性に応じて整理又は拡大すること等、当該発行金融機関等に対する市場の評価を高めるための方策を講ずること。
- 三 営業活動のための必要度が低い施設の売却等を行うこと。
- 四 利益の流出を抑制すること。
- 五 国内向け信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること。

2 過少資本の状況にある旨の区分に該当する発行特定協同組織金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

2 過少資本の状況にある旨の区分に該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 職員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。
- 二 当該発行特定協同組織金融機関等が行う業務の収益性に応じて業務を整理又は拡大すること等により、収益性を高めるための方策を講ずること。
- 三 事業活動のための必要度が低い施設を有する場合には、その売却

- 一 職員数及び経費の抑制等により経営の合理化を行うこと。
- 二 株主資本利益率の向上のために当該発行金融機関等の各部門を収益性に応じて整理又は拡大すること等、当該発行金融機関等に対する市場の評価を高めるための方策を講ずること。
- 三 営業活動のための必要度が低い施設の売却等を行うこと。

等を行うこと。

- 四 役員数の削減等の経営体制の刷新を行うこと。
- 五 配当及び役員に対する賞与の支給等を抑制すること。

- 六 早期是正措置を確実に履行すること。
- 七 信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること（当該発行特定協同組織金融機関等が信用金庫又は信用協同組合である場合に限る。）。

3 著しい過少資本の状況にある旨の区分又は特に著しい過少資本の状況にある旨の区分のいずれかに該当する発行特定協同組織金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 代表権のある役員の退任、役職員の給与水準の引下げを含む給与体系の見直し並びに役職員数及び従たる事務所の削減等による組織及び業務の見直しを原則としてすべて実行すること等により経営の抜本的な改革を行うこと。
- 二 当該発行特定協同組織金融機関等が行う業務の収益性に応じて業務を整理又は拡大すること等により、収益性を高めるための方策を講ずること。
- 三 事業活動のための必要度が低い施設を有する場合には、その売却等を行うこと。
- 四 配当及び役員に対する賞与の支給等を停止すること。
- 五 当該発行特定協同組織金融機関等の役員等の職務上の責任を明確にするための措置を効果的に遂行するために必要な体制の整備を行うこと。

四 役員数の削減等の経営体制の刷新を行うこと。

五 株式の配当及び役員に対する賞与の支給等を抑制すること。

六 法第四条第二項に規定する申請の時点の直前の決算期又は中間決算期において、貸借対照表上の純資産額が資本金の額を下回る場合には、原則としてその下回った額に応じて資本の減少等によって株式の一株当たりの価値の適正化を行うこと。

- 七 早期是正措置を確実に履行すること。
- 八 国内向け信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること。

3 著しい過少資本の状況にある旨の区分又は特に著しい過少資本の状況にある旨の区分のいずれかに該当する発行金融機関等が行うべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 代表権のある役員の退任、役職員の給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し並びに役職員数及び支店等の削減、海外営業拠点の廃止等による組織及び業務の見直しを原則としてすべて実行すること等により経営の抜本的な改革を行うこと。
- 二 株主資本利益率の向上のために当該発行金融機関等の各部門を収益性に応じて整理又は拡大すること等、当該発行金融機関等に対する市場の評価を高めるための方策を講ずること。
- 三 営業活動のための必要度が低い施設の売却等を行うこと。
- 四 株式の配当及び役員に対する賞与の支給等を停止すること。
- 五 当該発行金融機関等の役員等の職務上の責任を明確にするための措置を効果的に遂行するために必要な体制の整備を行うこと。

六 早期是正措置を確実に履行すること。
七 信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること（当該発行特定協同組織金融機関等が信用金庫又は信用協同組合である場合に限る。）。

4 株式等の引受け等の承認に当たっては、発行特定協同組織金融機関等の不良債権の償却及び引当ての状況、資金の貸付けその他信用供与の状況並びに法第四条第二項に規定する申請に至るまでの経営の合理化の状況等から判断して、発行特定協同組織金融機関等が該当する自己資本の充実の状況に係る区分に応じて当該発行特定協同組織金融機関等が行うべき事項は、当該事項に相当する当該区分以上の区分に応じて当該発行特定協同組織金融機関等が行うべき事項とすることができる。

六 法第四条第二項に規定する申請の時点の直前の決算期又は中間決算期において、貸借対照表上の純資産額が資本金の額を下回る場合には、原則としてその下回った額に応じて資本の減少等によって株式の一株当たりの価値の適正化を行うこと。

七 早期是正措置を確実に履行すること。
八 国内向け信用供与の減少を回避するような方策を策定し、これを実行すること。特に中小企業者向け貸出しの総額については、原則としてその残高を増加させること。

4 株式等の引受け等の承認に当たっては、発行金融機関等の不良債権の償却及び引当ての状況、資金の貸付けその他信用供与の状況並びに法第四条第二項に規定する申請に至るまでの経営の合理化の状況等から判断して、発行金融機関等が該当する自己資本の充実の状況に係る区分に応じて当該発行金融機関等が行うべき事項は、当該事項に相当する当該区分以上の区分に応じて当該発行金融機関等が行うべき事項とすることができる。

改正案

現

行

第五条 法第八条の二第一項に規定する合併等若しくは特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当する特定協同組織金融機関との合併に準ずるものとして金融再生委員会規則で定める特定協同組織金融機関との合併、特定協同組織金融機関からの事業の譲受け若しくは資産の譲受けは、次に掲げるものをいう。

- 一 預金保険法第五十九条第二項第一号若しくは第二号に規定する合併、同項第三号に規定する営業譲渡等に係る事業の譲受け（同条第一項に規定する資金援助に係るものを除く。）
- 二 預金保険法第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する特定協同組織金融機関からの事業の一部の譲受け
- 三 破綻金融機関に該当する特定協同組織金融機関からの資産の譲受け

2 法第八条の二第二項に規定する合併等若しくは特に著しい過少資本の状況にある旨の区分に該当する農業協同組合連合会若しくは漁業協同組合連合会との合併に準ずるものとして金融再生委員会規則で定める合併、事業の譲受け若しくは資産の譲受けは、法第八条の二第二項に規定する経営困難組合連合会からの資産の譲受けをいう。

第六条（略）
 第七条（略）
 第八条（略）
 第九条（略）
 第十条（略）

第五条（略）
 第六条（略）
 第七条（略）
 第八条（略）
 第九条（略）

（新規）

合併等を行う救済特定協同組織金融機関及び救済連合会に係る株式等の引受け等の要件に関して、合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものに関する基準を定める件

〔金融再生委員会
農林水産省告示第 号〕
労働省告示第 号

改正案

現行

一 救済特定協同組織金融機関及び救済連合会（以下「救済特定協同組織金融機関等」という。）がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、協定銀行による株式等の引受け等に係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

参考、法第八条第1項第三項に基づく現行の告示
一 合併等を行う金融機関又は銀行持株会社等がその財産をもって債務を完済することができない状況にあること等その存続が極めて困難であると認められる場合でなく、かつ、協定銀行による株式等の引受け等に係る取得株式等又は取得貸付債権の処分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。

二 当該株式等の引受け等により払込みを受ける額及び借り入れる額の合計額が次に掲げる額のいずれが多い額を超えないこと。ただし、当該救済特定協同組織金融機関等の財務内容等に照らし合併等の円滑な実施のために不可欠な場合であり、かつ、経営健全化計画の確実な履行等を通じて、経営の合理化のための方策の実行が見込まれる場合において、当該合併等を行った後の当該救済特定協同組織金融機関等の自己資本比率が四パーセントに達し、かつ、これを維持するために必要な額を超えない範囲で株式等の引受け等を行うことができること。

二 当該株式等の引受け等により払込みを受ける額及び借り入れる額の合計額が次に掲げる額のいずれが多い額を超えないこと。ただし、当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の財務内容等に照らし合併等の円滑な実施のために不可欠な場合であり、かつ、経営健全化計画の確実な履行等を通じて、経営の合理化のための方策の実行が見込まれる場合においては、当該合併等を行った後の当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本比率が八パーセント（海外営業拠点を有しない金融機関又は銀行持株会社等については四パーセント）に達し、かつ、これを維持するために必要な額を超えない範囲で株式等の引受け等を行うことができること。

イ 合併等を行った後の当該救済特定協同組織金融機関等の自己資本比率を、合併等を行う前の当該救済特定協同組織金融機関等の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額

イ 合併等を行った後の当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本比率を、合併等を行う前の当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融機関の自己資本比率の水準にまで回復するために必要な額

ロ 当該救済特定協同組織金融機関等に適用すべき自己資本比率基準

ロ 当該金融機関又は当該銀行持株会社等及びその子会社である金融

に係る算式上、合併等により増加することとなる分子の額に協定銀行による株式等の引受け等に係る払込み及び借入れにより増加することとなる分子の額を加えた合計額を、当該合併等により増加することとなる分子の額で除した割合が四パーセントに達するために必要な額

機関に適用すべき自己資本比率基準に係る算式上、合併等により増加することとなる分子の額に協定銀行による株式等の引受け等に係る払込み及び借入れにより増加することとなる分子の額を加えた合計額を、当該合併等により増加することとなる分子の額で除した割合が八パーセント（海外営業拠点を有しない金融機関又は銀行持株会社等については四パーセント）に達するために必要な額